

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室(総務課内)

☎963-1730(直)

なくそう！コロナ差別

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼし続けています。こうした中で感染者やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷や差別的な言動がみられ、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが全国的に数多く報告されています。

【事例】

感染したことを理由に解雇される



回復しているのに出社を拒否される



感染者個人の名前や行動を特定し、SNSなどで公表・非難する



医療従事者などが、子どもの保育園などの利用を拒否される

感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する

無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される



このような偏見や差別は決して許されません。

令和3年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

不安を差別に

つなげないように

目に見えないウイルスは、人の心に強い不安や恐れを抱かせます。不安や恐れは、身を守るために生じる感情ですが、時として冷静な判断を奪ってしまいます。やがて、思い込みが偏見を生み、差別的な行動につながる可能性があります。

一方で、差別される不安から、体調が悪くても医療機関の受診をためらうと、治療の遅れやさらなる感染拡大につながります。また、社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や物流の停止を招いてしまう可能性があります。

コロナ差別をしないことは、コロナ対策のひとつになります。

正しい知識と情報をもとに冷静に行動し、差別的な発言などに同調しないようにしましょう。私たちがたたかうべきは新型コロナウイルスです。一人ひとりがお互いを尊重し、思いやりの心を持って支え合いましょ。

誰もが感染する可能性があります。自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみるのが大切です。